

令和5年度の授業における新型コロナウイルス感染対策について

令和5年3月20日

山口県立大学長 田中マキ子

このたび国において、令和5年4月1日以降の学校教育活動の実施に当たっては、マスク着用を求めないことを基本とするよう基本的対処方針の変更が行われ、全国の学校が規範としている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も改訂されました。

こうした社会の流れに準じて、本学の令和5年度の授業における新型コロナウイルス感染対策を定めましたので、学生・教職員の皆様におかれましては、下記の内容をよく理解した上で新年度の授業に臨まれるよう、準備と協力をお願いします。

1. 授業方法

引き続き、原則として全面的に対面授業とします。ただし、来日できない留学生や基礎疾患を持つ等感染症リスクが高い学生が受講する場合や、担当教員の都合により遠隔授業とせざるを得ない場合等には、遠隔授業を取り入れることがあります。

大学院及び別科の授業については、上記以外の場合においても遠隔授業とする場合があります。それぞれの指示に従ってください。

2. 感染対策

(1) 体調不良者等の出席停止

ア. 体調不良等の場合の対応

新型コロナウイルス感染者の療養期間及び濃厚接触者（濃厚接触者と2次的に濃厚接触があった者を含む）の待機期間は、授業の出席停止となります。これらに該当することとなった場合は、速やかにチューターに連絡してください。

また、風邪の症状や発熱等が認められる場合についても、無理をして通学せず、自宅で休養してください。

これらの場合の授業の出席の取扱いは「公認欠席」となります。

【大学内で症状がみられる場合】

- ・授業担当教員等が、学生の風邪の症状等を認めた場合は、保健室に行くよう指導します。

↓

- ・保健室で健康観察を行い、自宅休養の必要性を判断します。必要性が認められた場合は、大学において公認欠席の取扱いを行います。（※診断書不要）

【自宅で症状が見られる場合】

- ・通学前に学生自らが風邪の症状等を認めた場合は、無理をせず自宅で休養し、健康サポートセンター 保健室（電話）083-929-6512 に連絡してください。（平日 8:40～17:10）

↓

- ・回復後に、教務部門で公認欠席の手続きを行ってください。（※診断書等の提出が必要）

イ. 体調回復後の対応

風邪の症状等がなくなった場合は、大学に連絡をして通学の可否について相談した上で、通学するようにしてください。

次のいずれかに該当する場合に、通学が認められます。

- ・風邪の症状等がなくなって3日が経過
- ・病院で「通学してもよい」旨の診断があった

【通学の可否に関する相談先】(平日 8:40～17:10)

健康サポートセンター 保健室 (電話) 083-929-6512

(2) 着席間隔

教室等では、可能な限り間隔を空けて着席してください。

- ・感染リスクが比較的高い活動を行う場合を除き、通常の場合は着席間隔を具体的な数値で定めたり、長机の場合「一つ飛ばし」で着席しなければいけないといった制限は設けません。

(3) 教室の換気

換気を徹底するため、教室は原則として窓を開けて使用してください。

- ・原則、外気側の窓と出入口のそれぞれ1か所以上を開けたままとします。(強風等の場合は外気側の窓等を閉めてもよいが、適宜換気する。)
- ・冷暖房を使用する場合でも、窓や出入口は閉め切らずに、常に換気ができる状態としてください。
- ・換気設備は、常に「運転」の状態にしておきます。
- ・各教室に設置したCO2モニターにより、換気の状態を確認することができます。

(4) マスクの着用について

マスクの着用は個人の判断に委ねます。

- ・本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。
- ・咳やくしゃみの際には、ティッシュ、ハンカチ等で「咳エチケット」を実践してください。

(5) 手洗い等

大学構内では、感染防止対策の基本である手洗いを実践してください。

- ・こまめな手洗いを実施してください。
- ・建物の入口に手指消毒液を設置していますので、ご利用ください。

(6) 実習等

①具体的な活動場面ごとの感染対策

講義以外の演習、実験、実習、実技等に関しては、状況に応じた感染対策を実践してください。

- ・対面形式でのグループワーク等では、少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えてください。一斉に大きな声で話す活動を行う場合には、近距離で向かい合っでの発声は控えてください。
- ・グループで行う実験や観察、共同制作等の表現や鑑賞の活動は、少人数で実施するとともに、大声での会話は控えてください。共用または備え付けの器具・用具等を使用する際には、触れ合わない程度の距離を確保してください。
- ・音楽の授業等において合唱を行う場合は、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控えるようにしてください。
- ・グループで行う調理実習は、少人数で実施するとともに、大声での会話は控えてください。共用または備え付けの器具・用具等を使用する際には、触れ合わない程度の距離を確保してください。試食の際

は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じます。

- ・技術指導上身体の接触をとまなうものは最小限にとどめるようにしてください。
- ・体育の授業等において、組み合ったり接触したりする運動を行う場合には、大声での発声は控えてください。見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えてください。

②学外実習等

医療機関や高齢者施設では、引き続きマスクの着用が推奨されているほか、各施設の状況等に応じた感染対策が求められていることがありますので、実習先や担当教員から指示された対策を遵守してください。

- ・学外実習中は、特に健康状態に留意して、通常と異なる症状等がある場合には教員に報告してください。
- ・実習施設への移動においてバス等を利用する場合には、定期的に窓を開け換気を行ってください。空席がある場合にはできるだけ座席を離し、会話を控えてください。
- ・実習中の自習・待機・休憩を行う控室等においても、教室と同様に換気が十分に行われているか、着席間隔が確保されているか等について留意してください。

(7) 自習等

学内で自習を行う場合は、前述の授業と同じ感染対策を自ら徹底しながら行うようにしてください。

- ・自習室内では可能な限り着席間隔を確保し、大声での会話や発声は控えてください。
- ・換気確保のため、原則、外気側の窓と出入口のそれぞれ1か所以上を開けたままとします。

(8) ワクチン接種

ワクチン接種日と授業が重なった場合や、ワクチン接種後の副反応により発熱等の症状がある場合には、公認欠席の対象となる場合があります。詳しくは教務部門にお問い合わせください

3. 問い合わせ、相談

○授業等に関する相談（平日 8:40～17:10）

授業に関すること、履修に関することは、教務部門に相談してください。

教育研究支援部 教務部門 （電話）083-929-6506

○体調管理に関する相談（平日 8:40～17:10）

風邪の症状や発熱等が認められる場合、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者に該当した場合には、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

健康サポートセンター 保健室 （電話）083-929-6512

○感染リスクの不安に関する相談（平日 8:40～17:10）

基礎疾患を持つなど感染症リスクが高く、対面授業に不安がある場合には、学内の専門家（医師、感染管理認定看護師）に相談ができます。教務部門を窓口としておつなぎしますので、連絡してください。

教育研究支援部 教務部門 （電話）083-929-6506